

佐畜協第04010号
令和7年4月1日

肉用子牛生産者補給金制度
契約生産者 各位

公益社団法人佐賀県畜産協会
会長 金原 壽秀
(公 印 省 略)

肉用子牛生産者補給金制度に係る肉用子牛1頭当たりの生産者負担金の額
について(第8業務対象年間)

標記の件について、令和7年3月28日付け6畜産第3299号にて農林水産省畜産局長に承認されたので、肉用子牛生産者補給金制度に係る業務規程第24条の3の規定に基づき、下記のとおり肉用子牛1頭当たりの生産者負担金の額の改定について通知致します。

記

1. 第8業務対象年間の負担金単価

(1) 肉用子牛1頭当たりの負担金単価

(単位:円/頭)

品種区分	生産者負担金 ①	積立助成金		生産者積立金 (計)	【参考】前業務対象年間	
		機構 (国)	県		生産者負担金②	比較 ①-②
黒毛和種	400	800	400	1,600	400	0
褐毛和種	1,500	3,000	1,500	6,000	1,500	0
その他肉専用種	5,000	10,000	5,000	20,000	4,700	300
乳用種	1,250	2,500	1,250	5,000	1,700	△450
交雑種	600	1,200	600	2,400	800	△200

(2) 適用 令和7年4月1日に個体登録される肉用子牛から適用